

令和8年度 長野県の障がい者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針について

～誰もが力を発揮できる社会の実現に向けた長野県の応援宣言！～



障害者優先調達推進法に基づく取組に係る庁内連絡会議

1 趣旨

県が率先して障がい者就労施設等からの物品等を調達し、障がいのある方々の多様な就労機会の確保と自立を促進します。

また、優先調達を選択することは、地域内の経済循環を高め、信州のゆたかな未来を創る「しあわせバイ信州運動」の一環であり、その取組を通じて、人や社会、地域、環境に配慮されたものを選んで消費する「エシカル消費」の実践と普及の拡大を図ります。



2 目指す姿

障がいのある人が、その希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、自らの力を発揮して働き続けられる環境づくりを進め、「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる社会」を目指します。

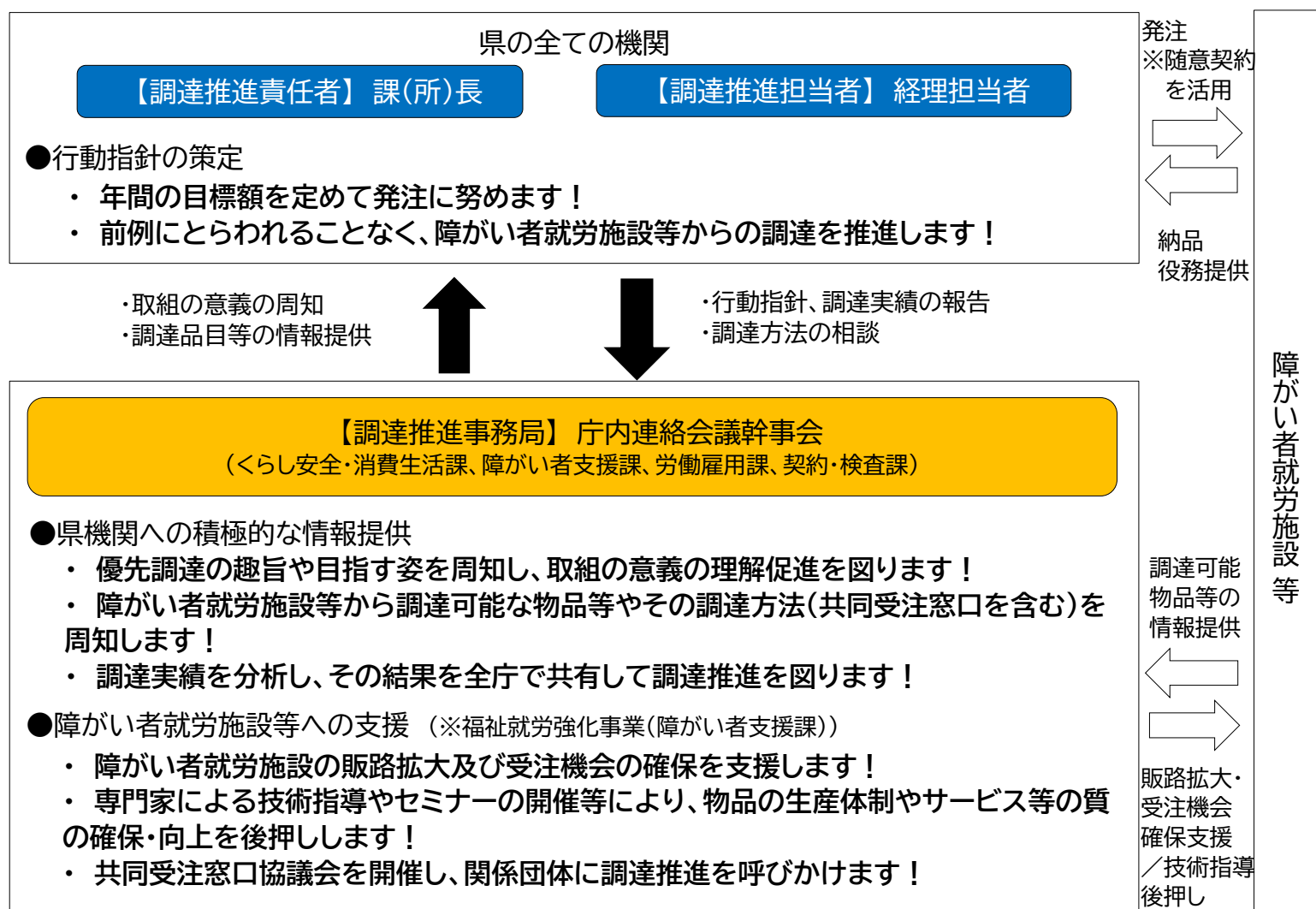


3 調達の推進方法等

- (1) 方針の適用範囲 : 県の全ての機関(警察本部を含む)
- (2) 調達の対象施設 : 障がい者就労施設、障がい者を多数雇用している企業 等
- (3) 調達対象品目 : (物品) 事務用品、食料品、小物雑貨 等
(役務) 印刷、クリーニング、清掃 等

[障がい者就労施設等が提供する物品・サービスのご案内 \(ホームページリンク\)](#)

(4) 推進体制及び取組



(5) 県の調達目標額 : 前年度の調達実績額を上回る額

<目標達成のための手段>

- ・ 前年度、障がい者就労施設等からの調達実績がない所属については、**1件以上の調達を目指す。**
- ・ 定例的な契約について、障がい者就労施設等から調達できるものがないか検討する。
※特に、フラットファイル等の事務用品やトイレトペーパーの購入や清掃委託



4 その他

市町村、独立行政法人、公立大学法人、民間企業、指定管理施設等においても調達が推進されるよう必要な取組を行う。